

社会福祉法人愛泉会評議員等報酬及び旅費規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛泉会（以下「法人」という。）定款第10条並びに第25条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬及び旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員 定款第5条の規定による評議員をいう。
- (2) 役員 定款第18条の規定による理事及び監事をいう。
- (3) 評議員等 評議員及び役員をいう。
- (4) 常勤役員 役員のうち、法人の事務所を主たる勤務場所とし、週3日以上勤務する役員をいう。
- (5) 非常勤役員 常勤役員以外の役員をいう。
- (6) 報酬 報酬及び手当等職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (7) 決算監査業務 定款第41条の規定による事業報告及び計算書類等に係る監事による監査業務をいう。

(評議員の報酬)

第3条 この法人の評議員の報酬は、日額6,000円とし、全評議員の報酬総額は、各会計年度につき定款第10条に定める金額以内とする。

(役員報酬の総額)

第4条 この法人の全理事の報酬額は、各会計年度につき1,200万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、各会計年度につき30万円以内とする。

(常勤役員の報酬)

第5条 次に掲げる常勤役員の報酬は、別表1のとおりとする。

- (1) 理事長
- (2) 常務理事

2 前項の報酬は、常勤役員に就任した日の属する月の翌月（就任した日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、退任した日の属する月（退任した日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで支給する。

3 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に期末手当を支給し、その額は報酬月額に100分の30の割合を乗じて得た額を当該報酬月額に加算した額に、基準日以前6箇月以内の期間における在籍期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 6箇月 | 100分の100 |
| (2) 5箇月以上6箇月未満 | 100分の80 |
| (3) 3箇月以上5箇月未満 | 100分の60 |
| (4) 3箇月未満 | 100分の30 |

4 基準日前1箇月以内に退任した常勤役員については、基準日に在職するものとみなし、前項の規定を適用する。

(非常勤役員の報酬)

第6条 次に掲げる非常勤役員の報酬は、別表2のとおりとする。

(1) 理事（非常勤の理事長を含む。）

(2) 監事

2 監事が、決算監査業務を行った場合は、前項の報酬に加えて日額5,000円の決算監査手当を支給するものとする。

(報酬の支給方法)

第7条 日額で定められている報酬は、職務の都度支給するものとする。ただし、理事長が必要と認める場合は、月1回以上の支給日を定めて支給することを妨げない。

(評議員等の旅費)

第8条 評議員等が職務のため旅行するときは、別表3に定める旅費を支給する。

2 前項の旅費の計算における起点は、評議員及び非常勤役員については居住地とし、常勤役員については法人の事務所とする。

(重複支給の禁止)

第9条 常勤役員が法人の職員を兼ねるときは、その兼ねる法人の職員として受けるべき給料は支給しない。

(準用)

第10条 この規程に定めるもののほか、評議員等の報酬及び旅費の支給並びに計算等に関し必要な事項は、法人の職員の例による。

(適用除外)

第11条 法人の職員が、その現に有する身分を保有したまま理事に就任した場合は、この規程を適用しないものとする。

(公表)

第12条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の承認を得て行うものとする。

附 則（平成29年4月12日）

- 1 この規程は、平成29年4月12日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 社会福祉法人愛泉会役員等報酬及び旅費規程は、平成29年3月31日限り廃止する。

附 則（令和6年3月15日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表1

常勤役員報酬

職名	報酬月額
理事長	420,000円以内
常務理事	380,000円以内

別表2

非常勤役員報酬

職名	報酬日額
理事	6,000円
監事	6,000円

別表3

旅費の種類及び支給額

鉄道賃	船賃	航空賃	車賃 1 kmにつき	現地経費 1日につき	宿泊料（1夜につき）	
					甲地方	乙地方
旅客運賃 及び 急行料金	旅客運賃	旅客運賃 の実費	30円	社会福祉法 人愛泉会職 員旅費規程 に定める額	13,000円	11,000円